

○ 国際郵便規則新旧対照表（案）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第三条 日本郵便株式会社（以下「会社」という。）は、法第六十七条第一項の規定により国際郵便に関する料金の届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を提出しなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>三 (略)</p> <p>2 前項の届出書の提出は、次の各号のいずれかに掲げる通常郵便物の料金並びに当該通常郵便物に係る書留、速達及び受取通知の取扱いの料金に係るものにあつては当該料金の実施期日の三十日前までに、それ以外の料金に係るものにあつては当該料金の実施期日の十日前までにしなければならない。</p> <p>一 会社が、万国郵便条約第十三条3及び通常郵便に関する施行規則（万国郵便連合憲章に規定する通常郵便に関する施行規則をいう。以下同じ。）第二百二十条の規定による郵便物の取扱速度に基づく分類を選択する場合にあつては、優先郵便物及び非優先郵便物（書籍及び冊子を包有するものを除く。）</p> <p>二 会社が、万国郵便条約第十三条3及び通常郵便に関する施行規則第二百二十条の規定による郵便物の内容品に基づく分類を選択する場合にあつては、書状（航空書簡を含む。）、郵便葉書及び盲人用郵便物</p>	<p>第三条 日本郵便株式会社（以下「会社」という。）は、法第六十七条第一項の規定により国際郵便に関する料金の届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を提出しなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>三 (略)</p> <p>2 前項の届出書の提出は、次の各号のいずれかに掲げる通常郵便物の料金並びに当該通常郵便物に係る書留、速達及び受取通知の取扱いの料金に係るものにあつては当該料金の実施期日の三十日前までに、それ以外の料金に係るものにあつては当該料金の実施期日の十日前までにしなければならない。</p> <p>一 会社が、万国郵便条約第十二条3及び通常郵便に関する施行規則（万国郵便連合憲章に規定する通常郵便に関する施行規則をいう。以下同じ。）第二百二十条の規定による郵便物の取扱速度に基づく分類を選択する場合にあつては、優先郵便物及び非優先郵便物（書籍及び冊子を包有するものを除く。）</p> <p>二 会社が、万国郵便条約第十二条3及び通常郵便に関する施行規則第二百二十条の規定による郵便物の内容品に基づく分類を選択する場合にあつては、書状（航空書簡を含む。）、郵便葉書及び点字郵便物</p>